

議事7

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

8各地公第1
令和8年6月5日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議
住 所 各務原市那加桜町1丁目69番地
代表者氏名 委員長 鷲主 英二

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め
たので、関係書類を添えて申請します。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に規定する事項の記載箇所(頁)
について(各務原市)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における
位置付け・役割
28～31 ページに記載
2. 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
30～31 ページに記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の
概要
29～31 ページに記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に
係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
32・43 ページに記載

各務原市地域公共交通計画

URL <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kotsu/1001743/1009298.html>

令和8年6月5日
(名称) 各務原市地域公共交通会議

<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>各務原市においては、岐阜市や名古屋市等へ通じる鉄道（JR高山本線と名鉄各務原線・犬山線）が市の中央を東西に走り、岐阜市や笠松町、一宮市方面へ通じる路線バス（岐阜バス、名鉄バス）やタクシー事業者5社に加え、コミュニティバス「ふれあいバス」と、一部地域でデマンド型乗り合いサービス「チョイソコ」を市が運行し、公共交通網を形成している。</p> <p>幹線交通である鉄道は広域的な都市間の移動、市内における東西の移動手段として、路線バスは都市間の移動手段として機能し、通勤・通学や買い物・通院などの日常の移動需要に対応している。</p> <p>また、これら幹線交通に通じるふれあいバス、チョイソコと、市内生活路線となっている路線バスが支線の役割を果たしている。生活交通の路線や区域は、地区ごとの生活圏に合わせた路線となっているため、地区外への移動には乗り継ぎが必要となる。市内生活路線は、主に地域住民の通院や買い物、通勤・通学といった日常生活に不可欠な交通となっているため、幹線交通、他の生活交通との乗り継ぎを考慮し、市民の日常の交通手段として路線を確保することが重要である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線系統につながる、ふれあいバス蘇原線、東西線、那加線、稲羽西線を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいバス蘇原線の利用者数を 51,277 人/年以上とする。 ・ふれあいバス東西線の利用者数を 17,388 人/年以上とする。 ・ふれあいバス那加線の利用者数を 29,396 人/年以上とする。 ・ふれあいバス稲羽西線と稲羽東線の利用者数の合計を 40,366 人/年以上とする。 <p>※各務原市地域公共交通計画 P.32、P.43 参照 成果指標 市内公共交通の利用者数を現況値（2022）以上とする。 確認指標は、公共交通手段別・路線別利用者数</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>ふれあいバスの蘇原線、東西線、那加線、稲羽西線を維持することにより、当該地区の高齢者や学生等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバス等の運行・見直し（各務原市） <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりと連携した運行、スムーズな乗り継ぎを目指す。 ・地域の意見を見直しの参考にするため、市内各地域でふれあいバス等懇談会を開催し、意見交換を行う。 ・地域の実情に応じた公共交通サービスを提供するため、利用実態や調査事業・アンケートの結果、懇談会での意見などを踏まえ、ダイヤ、停留所の新設・廃止等の改正を行う。 ○乗り継ぎ利便性の向上（各務原市） <ul style="list-style-type: none"> ・乗り継ぎ拠点となるバス乗降場の待合環境整備を推進する。 ・乗り継ぎを意識した運行時刻、パターンダイヤの維持。

<p>○利用促進（事業者・市民団体・各務原市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者や地域企業等と連携し、商業施設や観光施設等、目的と一体となった利用促進施策を実施する。 ・市民団体と運営して公共交通のPRや利用促進事業に取り組む。 ・コミュニティバスの路線図・時刻表や、鉄道、路線バス、タクシーの情報などを掲載した公共交通マップを作成する。 ・さらなる高齢化の進行を見据え、外出を促す企画を実施し、公共交通で外出できる高齢者を増やす。 <p>※各務原市地域公共交通計画 P.34～41 参照</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、ふれあいバス蘇原線、東西線、那加線、稲羽西線について、その運行に係る費用総額のうち、各務原市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数と利用者1人当たり公的負担額による評価を実施 運行事業者から提供された利用者数データと市負担額から評価する。 <p>その他、定性的な評価として以下の取り組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ヒアリング（ふれあいバス等懇談会） 市民と公共交通の現状や方針を共有し、意見交換する機会を設ける。 <p>※各務原市地域公共交通計画 P.43、34 参照</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p>【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>表5を添付。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p>

<p align="center">【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>ふれあいバス那加線は、立地適正化計画が定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域を主に運行している。まちづくりと連動した運行を目指し、地域住民の交通利便性の向上に向けて増便とパターンダイヤを実現するためには、ふれあいバス車両を1台購入する必要がある。</p>	
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>(1) 事業の目標</p>	
<p>ふれあいバス那加線の利用者数を 29,396 人/年以上とする。</p>	
<p>(2) 事業の効果</p>	
<p>車両を購入することで、那加線を増便し、1時間に1本のパターンダイヤ化実現により運行本数を確保することができる。</p>	
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>表6を添付。 車両の取得を行う事業者 岐阜乗合自動車株式会社（購入年月は令和6年1月だが、使用開始は令和6年3月）</p>	
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>※該当なし</p>	
<p>15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>※該当なし</p>	
<p>16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>(1) 事業の目標</p>	
<p>※該当なし</p>	
<p>(2) 事業の効果</p>	
<p>※該当なし</p>	
<p>17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>	
<p>※該当なし</p>	

18. 協議会の開催状況と主な議論

(直近3年間分を記載)

- ・ 第30回(令和3.5.21 書面決議)
令和2年度決算について
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について
チョイソコかかみがはら(鵜沼南エリア)実証実験2年目の運行について 等
- ・ 第31回(令和3.8.1 書面決議)
「ayuca」ポイント付与サービスの廃止について
- ・ 第32回(令和4.1.14)
令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
ふれあいバス川島線「川島中学校前」停留所の廃止について 等
- ・ 第33回(令和4.2.24)
ふれあいバス那加線の新那加駅北口ロータリー乗り入れについて
- ・ 第34回(令和4.5.27)
令和3年度決算について
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について
チョイソコかかみがはらの本格運行について 等
- ・ 第35回(令和4.6.1 書面決議)
ふれあいバス等の未就学児の運賃改定について
- ・ 第36回(令和4.7.22 書面決議)
岐阜バス「ホリデーパス」の設定変更について
- ・ 第37回(令和5.1.13)
令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
チョイソコ実証運行の実績報告および評価について 等
- ・ 第38回(令和5.6.5 書面決議)
令和4年度決算について
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について
ふれあいバスのダイヤ改正について
チョイソコかかみがはら鵜沼南エリアの拡充について 等
- ・ 第39回(令和5.10.26)
各務原市地域公共交通計画(2024年~2031年)の策定について
各務原市地域公共交通会議設置規約の改正について 等
- ・ 第40回(令和6.1.12)
各務原市地域公共交通計画(2024年度~2030年度)の策定について
ふれあいバスなどの改正について
路線バス「各務原東部線」の廃止および「緑苑八木山線」の新設について
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について 等
- ・ 第41回(令和6.3.5 書面決議)
各務原市地域公共交通計画(2024年度~2030年度)の策定について
地域内フィーダー系統確保維持計画変更について
※各務原市地域公共交通計画について承認
- ・ 第42回(令和6.5.31)
令和5年度決算について
地域公共交通確保維持事業について
チョイソコかわしまの運行について 等
- ・ 第43回(令和6.11.6)
ふれあいバスの改正について 等
- ・ 第44回(令和7.1.14)
地域公共交通計画の変更について
地域公共交通確保維持事業について 等
※各務原市地域公共交通計画の変更について承認
- ・ 第45回(令和7.5.29)

令和6年度決算について
地域公共交通確保維持事業 について
ふれあいバスの改正について 等

- ・ 第46回（令和7.8.19 書面決議）
ふれあいバスの改正
- ・ 第47回（令和8.1.9）
ふれあいバスの改正について
緑苑団地デマンド便の休止について
地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について 等
- ・ 第48回（令和8.6.5）
令和7年度決算について
ふれあいバスの改正について
緑苑団地デマンド便について
各務原市地域公共交通計画の変更について
地域公共交通確保維持事業に係る計画について 等

※以上、協議にて合意を得られた

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページで本計画に関する意見を募集したほか、市民アンケートやふれあいバス等懇談会等により得られた市民や利用者の意見を反映して本計画を作成した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県各務原市那加桜町1丁目69

（所 属）各務原市都市建設部都市活力創造課

（氏 名）荒井 隼大

（電 話）058-383-9912

（e-mail）kotsu@city.kakamigahara.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
各務原市	岐阜乗合自動車 株式会社	(1) 蘇原線	各務原 市役所 前駅	ハロー各 務原中央 店	プリニー の野球 場前	往 13.2km 復 13.6km	360日	1,502.5回 1,443.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川 島線と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(2) 蘇原線	各務原 市役所 前駅	東海中央 病院	プリニー の野球 場前	往 12.6km 復 13.0km	360日	120.5回 180.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川 島線と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(3) 蘇原線	各務原 市役所 前駅	JR蘇原駅	プリニー の野球 場前	復 12.6km	242日	120.5回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川 島線と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(4) 東西線	鷺沼市 民サー ビスセン ター	東海中央 病院	瞑想の 森	往 17.4km 復 17.6km	242日	241.0回 241.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター 前」で尾崎団地線と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(5) 東西線	フェニッ クス・ゴ ザーレ の社	東海中央 病院	サニー ハイツ花 みずき 前	復 13.5km	242日	120.5回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター 前」で尾崎団地線と接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(6) 那加線	各務原 市役所 前駅	左まわり・ 体育館経 由	各務原 市役所 前駅	15.0km 循環	360日	2,044.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター 前」で尾崎団地線と、「各務 原市役所前駅」で川島線と 接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(7) 那加線	各務原 市役所 前駅	左まわり	各務原 市役所 前駅	14.7km 循環	360日	1,202.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター 前」で尾崎団地線と、「各務 原市役所前駅」で川島線と 接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(8) 那加線	各務原 市役所 前駅	右まわり	各務原 市役所 前駅	18.1km 循環	360日	3,365.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター 前」で尾崎団地線と、「各務 原市役所前駅」で川島線と 接続	③
	岐阜乗合自動車 株式会社	(9) 稲羽西線	各務原 市役所 前駅	三井町公 民館前	アビタ・ DCM各 務原店	往 21.9km 復 21.6km	360日	480.5回 360.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」「イオ ンモール各務原」「航空宇 宙博物館」で川島線と接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	各務原市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	57,004
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
各務原市地域公共交通計画	令和6年3月5日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

DID地区(令和2年度国勢調査)

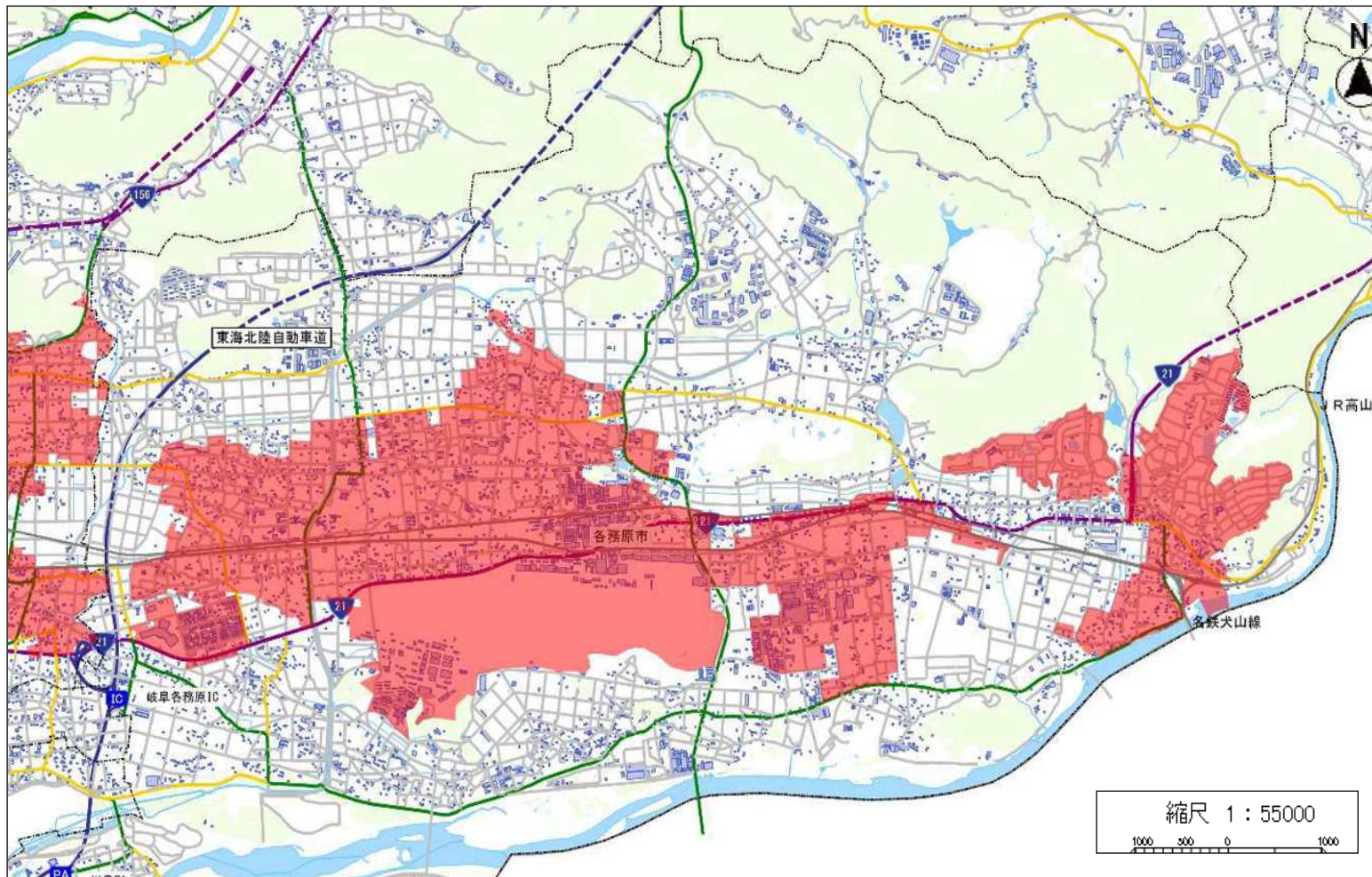


表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
各務原市	岐阜乗合自動車株式会社	1	(6) 那加線左回り (7) 那加線左回り (8) 那加線右回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	35	R6.1			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議
住 所 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地
代表者氏名 委員長 鷲主 英二

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 26 日付け中運交企第 64 号の 16 で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

表 1 (9) -1. (10) -1. (9) -2. (10) -2
運行系統、キロ程、計画運行日数・回数

○ 変更理由

令和 8 年 4 月 1 日より、ルートを変更したため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

各務原市地域公共交通計画

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/298/keikakuhonpen03.pdf

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
各務原市	岐阜乗合自動車株式会社	(1) 蘇原線	各務原市役所前駅	バロー各務原中央店	プリニーの野球場前	往 13.2km 復 13.6km	360日	1,495.0回 1,434.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(2) 蘇原線	各務原市役所前駅	東海中央病院	プリニーの野球場前	往 12.6km 復 13.0km	360日	119.0回 180.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(3) 蘇原線	各務原市役所前駅	JR蘇原駅	プリニーの野球場前	復 12.6km	238日	119.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(4) 東西線	鷺沼市民サービスセンター	東海中央病院	瞑想の森	往 17.4km 復 17.6km	238日	238.0回 238.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団地線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(5) 東西線	フェニックス総合クリニック	東海中央病院	サニーハイツ花みずき前	復 13.5km	238日	119.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団地線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(6) 那加線	各務原市役所前駅	左まわり・体育館経由	各務原市役所前駅	15.0km 循環	360日	2,032.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団地線と、「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(7) 那加線	各務原市役所前駅	左まわり	各務原市役所前駅	14.7km 循環	360日	1,196.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団地線と、「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(8) 那加線	各務原市役所前駅	右まわり	各務原市役所前駅	18.1km 循環	360日	3,350.0回			路線定期運行	①	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団地線と、「各務原市役所前駅」で川島線と接続	③	
	岐阜乗合自動車株式会社	(9) -1	稲羽西線	新那加駅	左まわり	新那加駅	21.4km 循環	177日	354.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」「イオンモール各務原」「航空宇宙博物館」で川島線と接続	③
	岐阜乗合自動車株式会社	(10) -1	稲羽西線	新那加駅	右まわり	新那加駅	21.2km 循環	177日	531.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」「イオンモール各務原」「航空宇宙博物館」で川島線と接続	③
岐阜乗合自動車株式会社	(9)-2 (10)-2	稲羽西線	各務原市役所前駅	三井町公民館前	アビタ・DCM各務原店	往21.9km 復21.6km	183日	243.0回 183.0回			路線定期運行	①	「各務原市役所前駅」「イオンモール各務原」「航空宇宙博物館」で川島線と接続	③	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。